

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人人と動物の共生センターの（以下「この法人」という。）定款

第32条の規定に基づき設置される事務局について、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、総務部、広報部、財務経理部、しつけ教室・クリニック事業部、ペット後見事業部、ペット防災事業部、生活困窮支援社会福祉連携事業部、ペット産業CSR推進事業部を置く。

2 各部の分掌は、別表の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事業部長
- (3) 専任職

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事業部長は、事務局長の命を受けて、各部の業務を行う。
- (3) 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

2 事務局長が欠けるときは、理事長がその職務を代行する。

3 事業部長が欠けるときは、事務局長がその職務を代行する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び理事長の決裁を受けて施行する。

（代理決裁）

第7条 理事長又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規程外の対応）

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改 廃）

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年3月12日から施行する。（令和2年3月12日理事会決議）

この規程は、令和6年1月5日から施行する。（令和6年1月5日理事会決議）

部	分掌握事務
事務局長	予算案策定及び管理 事業計画案の策定及び進捗管理 規程類の制定及び改廃 総会・理事会運営
総務部	所轄庁への報告・登記関係の申請 労務管理 コンプライアンス及びリスク管理関係 内部通報窓口 その他上記に関連する事項
広報部	広報、プロモーション 会報誌の作成及び事業報告の実施 会員の管理およびコミュニケーション ステークホルダーとの対話の場づくり（意見交換会等） その他上記に関連する事項
財務経理部	経理会計処理全般に関する事項 借入金に管理に関する事項 購買に関する事項
しつけ教室・クリニック事業部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● 伴侶動物のしつけ教室の企画運営事業 ● 伴侶動物の問題行動の解決援助事業 ● 伴侶動物の飼育方法についての情報提供事業 ● 動物の保管に関わる事業 ● 物品販売に関わる事業
ペット後見事業部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● ペット後見互助会企画運営事業
ペット防災事業部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● 自然災害等に備えた、人と動物の防災事業
生活困窮支援・社会福祉連携事業部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● 生活困窮ペット飼育者の支援及び繁殖抑制事業
ペット産業CSR推進事業部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● ペット産業の社会的責任推進のための調査、研究、提言事業
人と動物の共生大学事業部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● 人と動物の共生に関する社会教育事業 ● 人と動物の共生に関する調査、研究事業